

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
- ・賞与引当金—当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 本所拠点区分(社会福祉事業)

ア 法人運営事業

イ 退職共済事業

② 中津川拠点区分(社会福祉事業)

ア 地域福祉事業

イ 共同募金配分金事業

ウ 資金貸付事業

エ ファミリーサポートセンター事業

オ 福祉センター管理事業

カ 障がい者就労継続支援事業

キ 障がい者相談支援事業

ク 福祉サービス利用援助事業

ケ 生活困窮者自立支援事業

コ 生活支援体制整備事業

サ 地域包括支援センター事業

シ 福祉サービス事業

③ 坂下拠点区分(社会福祉事業)

ア 支所運営事業

イ 福祉センター管理事業

ウ 移送サービス事業

エ 配食サービス事業

オ 障がい者就労継続支援事業

カ 通所介護事業

キ 集中型一般高齢者介護予防事業

- ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業
- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	84,019,757	0	0	84,019,757
建物	121,973,021	0	7,332,110	114,640,911
定期預金	15,000,000	0	0	15,000,000
合計	220,992,778	0	7,332,110	213,660,668

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	174,059,250	59,418,339	114,640,911
小計	174,059,250	59,418,339	114,640,911
その他の固定資産			
建物	10,531,500	1,422,291	9,109,209
構築物	4,079,255	2,190,373	1,888,882
車輛運搬具	52,317,219	51,442,497	874,722
器具及び備品	84,998,416	76,328,658	8,669,758
その他の固定資産	227,730	0	227,730
小計	152,154,120	131,383,819	20,770,301
合計	326,213,370	190,802,158	135,411,212

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	119,847,006	0	119,847,006
合計	119,847,006	0	119,847,006

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
 該当なし
13. 重要な偶発債務
 該当なし
14. 重要な後発事象
 該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記（本所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ②中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業

- ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業
- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合計	5,000,000	0	0	5,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	8,259,000	486,740	7,772,260
車輛運搬具	3,072,450	3,072,449	1
器具及び備品	4,508,637	4,272,420	236,217
その他の固定資産	15,280	0	15,280
小計	15,855,367	7,831,609	8,023,758
合計	15,855,367	7,831,609	8,023,758

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（中津川支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ②中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	78,124,288	0	0	78,124,288
建物	50,206,238	0	2,908,828	47,297,410
合計	128,330,526	0	2,908,828	125,421,698

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	64,959,000	17,661,590	47,297,410
小計	64,959,000	17,661,590	47,297,410
その他の固定資産			
構築物	1,845,000	472,515	1,372,485
車輛運搬具	5	0	5
器具及び備品	4,248,270	3,857,814	390,456
その他の固定資産	19,150	0	19,150
小計	6,112,425	4,330,329	1,782,096
合計	71,071,425	21,991,919	49,079,506

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,061,330	0	4,061,330
合計	4,061,330	0	4,061,330

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（坂下支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ②中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	5,895,469	0	0	5,895,469
建物	50,342,985	0	2,813,580	47,529,405
合計	56,238,454	0	2,813,580	53,424,874

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	66,990,000	19,460,595	47,529,405
小計	66,990,000	19,460,595	47,529,405
その他の固定資産			
構築物	653,000	321,058	331,942
車輛運搬具	6,739,150	6,739,145	5
器具及び備品	10,308,967	8,364,994	1,943,973
その他の固定資産	28,110	0	28,110
小計	17,729,227	15,425,197	2,304,030
合計	84,719,227	34,885,792	49,833,435

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,234,014	0	18,234,014
合計	18,234,014	0	18,234,014

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（加子母支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金—当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ② 中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③ 坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④ 加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤ 付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	7,762,321	6,952,421	809,900
器具及び備品	16,099,196	14,745,466	1,353,730
その他の固定資産	22,010	0	22,010
小計	23,883,527	21,697,887	2,185,640
合計	23,883,527	21,697,887	2,185,640

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,959,727	0	12,959,727
合計	12,959,727	0	12,959,727

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（付知支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ②中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業

- ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業
- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	2,272,500	935,551	1,336,949
車輛運搬具	12,614,200	12,549,405	64,795
器具及び備品	5,349,757	4,941,454	408,303
その他の固定資産	38,180	0	38,180
小計	20,274,637	18,426,410	1,848,227
合計	20,274,637	18,426,410	1,848,227

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	16,121,496	0	16,121,496
合計	16,121,496	0	16,121,496

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（福岡支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ②中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	21,423,798	0	1,609,702	19,814,096
合計	21,423,798	0	1,609,702	19,814,096

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	42,110,250	22,296,154	19,814,096
小計	42,110,250	22,296,154	19,814,096
その他の固定資産			
車両運搬具	5,127,839	5,127,837	2
器具及び備品	3,971,645	3,119,677	851,968
小計	9,099,484	8,247,514	851,970
合計	51,209,734	30,543,668	20,666,066

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,876,372	0	9,876,372
合計	9,876,372	0	9,876,372

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（蛭川支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ②中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業

- ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業
- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
構築物	1,581,255	1,396,800	184,455
車輛運搬具	9,981,325	9,981,321	4
器具及び備品	10,054,985	9,491,900	563,085
その他の固定資産	49,060	0	49,060
小計	21,666,625	20,870,021	796,604
合計	21,666,625	20,870,021	796,604

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,292,170	0	15,292,170
合計	15,292,170	0	15,292,170

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（山口支所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ② 中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③ 坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④ 加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤ 付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	3	0	3
器具及び備品	1,627,803	384,412	1,243,391
その他の固定資産	38,550	0	38,550
小計	1,666,356	384,412	1,281,944
合計	1,666,356	384,412	1,281,944

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,695,444	0	9,695,444
合計	9,695,444	0	9,695,444

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（訪問看護事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ② 中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③ 坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④ 加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤ 付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	1,029,000	1,028,999	1
器具及び備品	1,352,205	1,220,368	131,837
小計	2,381,205	2,249,367	131,838
合計	2,381,205	2,249,367	131,838

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,050,773	0	4,050,773
合計	4,050,773	0	4,050,773

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（居宅介護支援事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ② 中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③ 坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④ 加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤ 付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	4,249,526	4,249,521	5
器具及び備品	7,956,791	7,536,617	420,174
その他の固定資産	17,390	0	17,390
小計	12,223,707	11,786,138	437,569
合計	12,223,707	11,786,138	437,569

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	29,547,220	0	29,547,220
合計	29,547,220	0	29,547,220

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（介護タクシー事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ② 中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③ 坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④ 加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業

- ⑤付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業
- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	1,741,400	1,741,399	1
小計	1,741,400	1,741,399	1
合計	1,741,400	1,741,399	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,460	0	8,460
合計	8,460	0	8,460

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（婚礼衣装貸出事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一法人の負担する全共済及び県共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
 また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。
 - ・賞与引当金一当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
 ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 法人運営事業
 - イ 退職共済事業
 - ② 中津川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 地域福祉事業
 - イ 共同募金配分金事業
 - ウ 資金貸付事業
 - エ ファミリーサポートセンター事業
 - オ 福祉センター管理事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 障がい者相談支援事業
 - ク 福祉サービス利用援助事業
 - ケ 生活困窮者自立支援事業
 - コ 生活支援体制整備事業
 - サ 地域包括支援センター事業
 - シ 福祉サービス事業
 - ③ 坂下拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 福祉センター管理事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - キ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ④ 加子母拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
 - ⑤ 付知拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者居宅介護事業
 - カ 障がい者就労継続支援事業
 - キ 通所介護事業
 - ク 訪問介護事業

- ⑥福岡拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 障がい者就労継続支援事業
 - カ 通所介護事業
- ⑦蛭川拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 福祉センター管理事業
 - エ 通所介護事業
 - オ 短期入所介護事業
- ⑧山口拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 支所運営事業
 - イ 集中型一般高齢者介護予防事業
 - ウ 移送サービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 通所介護事業
- ⑨訪問看護事業拠点区分（公益事業）
 - ア 訪問看護事業
- ⑩居宅介護支援事業拠点区分（公益事業）
 - ア 中津川居宅介護支援事業
 - イ 坂下居宅介護支援事業
 - ウ 中津川北居宅介護支援事業
 - エ 福岡居宅介護支援事業
 - オ ひるかわ居宅介護支援事業
 - カ 山口居宅介護支援事業
 - キ 加子母居宅介護支援事業
- ⑪介護タクシー事業拠点区分（公益事業）
 - ア 山口介護タクシー事業
- ⑫婚礼衣装貸出拠点区分（収益事業）
 - ア 婚礼衣装貸出事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	19,520,160	18,393,536	1,126,624
小計	19,520,160	18,393,536	1,126,624
合計	19,520,160	18,393,536	1,126,624

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし